

# 令和5年度 明和町地域防災計画の主な修正事項について

総務課危機管理係

(凡例) 【風】 P.〇〇 : 風水害編の該当ページを記載

国の防災基本計画の修正（令和4年6月）及び群馬県地域防災計画の修正（令和5年3月）を踏まえ、主に以下の事項について修正する。

なお、掲載順については群馬県地域防災計画の修正事項に準拠している。

## 国の防災基本計画（令和4年6月）及び群馬県地域防災計画（令和5年3月）を踏まえた修正

(1) 令和3年度に発生した災害、(2) 関連する法令の改正及び(3) 最近の施策の進展等を踏まえ、防災基本計画が修正されたことから、以下の内容について追加する。

### (1) 令和3年度に発生した災害(熱海市伊豆山土石流災害)を踏まえた修正

#### ① 盛土による災害の防止に向けた対応

○危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導

#### ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

○平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理

○災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

#### ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

○学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

○避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言の活用

#### ① 盛土による災害の防止に向けた対応

○危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導

[背景] 令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害では、盛土の崩落が被害の甚大化につながったとされている

<新規> ※【風】 P. 5

・町（都市建設課）は、盛土による災害防災に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について県に報告し、県は各法令に基づき、速やかに必要な撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について対策が完了するまでの間に、町（総務課）において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

#### ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

○平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理

○災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

[背景] 静岡県熱海市で起きた土石流災害では、安否不明者の公表が効果的な活動につながった。

<新規> ※【風】P. 55、77

- ・安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町（住民保険部）は、住民登録の有無にかかわらず、警察等関係機関の協力を得て正確な情報収集に努める。
- ・町（住民保険部）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力や安否情報システムを用いて積極的に情報収集を行う。  
県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために。必要と認めるときは、町（住民保険部）と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。  
なお、県は、発災時に安否不明者の氏名等の講評や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町（住民保険部）と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

### ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

#### ○学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

[背景] 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会により「第3次学校安全の推進に関する計画」が策定され、当該計画の中で地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、消防団等との連携の強化について記載された。

<新規> ※【風】P. 30

- ・県及び町（総務課、学校教育課）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

#### ○避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言の活用

[背景] 気象庁は、気象防災アドバイザーの拡充や自治体への活用促進の取組の一環として、人材の確保や会員間での情報交換を行うことなどを目的とした「気象防災アドバイザー推進ネットワーク」を設立した。これにより気象防災アドバイザーの活動を推進し、地域防災力の一層の強化に貢献を図っている。

<新規> ※【風】P. 48

- ・町（防災総括部）は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

## (2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

### ① 豪雪地帯における雪害対策の推進＝豪雪地帯対策特別措置法の改正

○除雪作業中の事故を防ぐため、命綱固定アンカーの設置や克雪に係る技術の開発・普及を促進

など

### 豪雪地帯における雪害対策の推進＝豪雪地帯対策特別措置法の改正

○除雪作業中の事故を防ぐため、命綱固定アンカーの設置や克雪に係る技術の開発・普及を促進

[背景] 人口減少・高齢化の進展、気候変動による異常降雪、除排雪中の事故の増加、財源の不安定性等の諸問題により、豪雪地帯が困難な状況に直面していることを踏まえ、時代に合った見直しを実施した。

<新規> ※【風】P. 3

- ・町（総務課）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

### (3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等の整備

など

### 避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等の整備

[背景] 自然災害時に想定される大規模停電への備えや再生可能エネルギー施策の進展等による。

<新規> ※【風】P. 17

- ・町（防災総括部）は、指定避難所において、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

### 災害協定先の追加

<新規> ※【資】P. 8～

- ・物資調達に関する協定（コストコホールセールジャパン(株)）
- ・災害時相互応援に関する協定（みなかみ町）
- ・防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業に関する協定（公益財団法人 B&G 財団）